

山口地方裁判所委員会議事概要

(一部山口家庭裁判所委員会と合同実施)

1 日時 平成20年7月7日(月)午後1時10分から

2 場所 山口地方裁判所大会議室

山口地方裁判所簡裁第5調停室

3 出席者

(1) 委員(敬称略)

ア 山口地方裁判所委員会委員

伊妻 稔(山口県商工会連合会専務理事)

上野省一(山口市自治振興部長)

勝山浩嗣(山口地方検察庁次席検事)

清水茂美(弁護士)

下田文男(山口地方裁判所長)

森重知之(弁護士)

堤 雅恵(山口大学大学院医学系研究科教授)

鍋山祥子(山口大学経済学部准教授)

萩原幸弘(テレビ山口株式会社報道制作局報道部周南支局長)

向野 剛(山口地方裁判所判事)

なお,金子芳文(山口県消費生活センター所長)は,所用により欠席

イ 山口家庭裁判所委員会委員

宇和島正美(山口新聞山口支社長)

加登田恵子(山口県立大学社会福祉学部教授)

末永光正(山口商工会議所振興部長)

辻 昌文(山口地方検察庁三席検事)

中山修身(弁護士)

野中百合子（山口家庭裁判所判事）

福田 廣（山口大学教育学部教授）

村岡泰行（山口家庭裁判所長）

なお，杉山和子（杉山小児科医院医院長），西村寿美雄（株式会社ティ，ワイ，エスビジョン代表取締役）及び白石資朗（弁護士）は，所用により欠席

(2) オブザーバー

ア 山口地方裁判所

民事首席書記官，刑事首席書記官

イ 山口家庭裁判所

首席家庭裁判所調査官，首席書記官

(3) 事務担当者

ア 山口地方裁判所

事務局長，総務課長，同課長補佐，庶務係長

イ 山口家庭裁判所

事務局長，総務課長，同課長補佐

4 議事の概要

(1) 模擬評議用DVD上映

(2) 模擬評議

(3) 模擬評議実施後の意見交換

- ・ 委員の意見は別紙のとおり

（以上，山口家庭裁判所委員会と合同実施）

(4) あいさつ（山口地方裁判所長）

(5) 委員長選任

下田文男委員が委員長に選任された。

(6) 次回の意見交換のテーマについて

引き続き、「裁判員制度について」をテーマに意見交換を行うことになった。

(7) 次回開催日の決定

平成21年1月19日(月)午後2時

(別紙)

委員の意見等

- 1 模擬評議に参加して、正直大変難しかった。来年5月に裁判員制度がスタートして、自分が評議に参加して、短い時間の中で結論が導き出せるのか不安を感じた。
- 2 事実があったのか、なかったのか、最終的に分からないということであれば、「被告人の有利に」ということになると思われるので、AかBかという判断の重みはないと思われる。
- 3 裁判員裁判に参加した裁判員が、自分たちの評議で結論を作り上げることができたという達成感を持てるようなお膳立てが必要である。また、裁判員の性格上の問題で、言いたくても言えない人もいれば、よく発言する人もいると思われるが、裁判員全員から意見を出してもらえるようにしなければいけない。評議の司会を行う者も大変だと思われる。
- 4 本日の模擬評議が時間の制約から中途半端に終わったため、参加者は消化不良になっているかも知れないが、最後の方では、裁判員役の全員が、供述がそのまま信用できる訳ではないという点で、一定の結論が出ていたように思える。
- 5 裁判員制度のパンフレットでは、専門的な知識は必要ないと書かれているが、本当は専門的な知識が必要ではないかと思った。
- 6 本日の模擬評議の中で、裁判官から、すべて検察官が立証責任を負うという話があり、どの程度の事実があればよいのかという疑問はあったと思うが、普通の人が普通に判断してどうかというのであれば、参加者の中で相当部分は意見が一致していたと思う。
- 7 本日の模擬評議は、あと15分くらい時間があると結論を出せたのではないかと思っている。
- 8 一般常識があればいいと言われると、かえって不安になる。自分が常識人であ

ることによりどころがないからである。

- 9 実際の裁判での、言ったか言わないかなどの事実認定は、例えば、家庭の食卓でケーキが無くなったので、2人の子どものうちどちらが食べたのだろうかというときに、兄の口元にクリームがついていたので、兄が食べたのだろうかといったように、どこの家庭にもあるようなことを、間違いのないように正確にやっているだけであり、これは今後も変わらないと思われる。
- 10 裁判員も裁判官も1票の重さは同じということだが、刑を決める段階では、この1票は重いと感じる。
- 11 裁判員候補者が無作為抽出で選ばれるとすると、どんな人が裁判員になるのかわからないわけで、実際には裁判員の間で統一した意見を出してもらうことは大変だろうと思う。物的な証拠があれば判断しやすいが、証言が証拠ということになると、普通に判断してもらってよいと言われても、その証言が本当か嘘か悩むと思う。
- 12 被告人や被害者の証言が信用できるかどうかについては、推測を抜きに判断することは、訓練していないと難しいと思った
- 13 裁判員裁判を運営することは、相当なエネルギーが必要であり、大変なことだと思う。裁判員制度の目的にも関連することだが、素人的な意見を汲み上げて裁判に活かすという双方向性は、犯罪の理解を啓蒙する機会にもなると思っている。
- 14 裁判官は常識で考えればいいと言うが、常識というのは人によって幅があるので、意外と常識に基づいてものは言えないものである。どちらの子どもがケーキを食べたのかという例を挙げられたが、例え話として分かりやすかった。
- 15 本日の模擬評議の事案自体については、証拠的にも、検察官が立証責任を負うという意味では、足りないところがたくさんある。被告人が被害者の首を絞めたのであれば、何らかの方法があったのではないかなど、態様等について詰め切れていないと思う。その点は、検察官がきちんと捜査しないといけない。裁判員役の委員が不安に思った原因は、そのようなところにあるのではないだろうか。一

般常識で判断すれば大丈夫と言うためには、それに裏打ちされた捜査が必要と考えられる。